

Straight away

12 June 2014

IASB が公開草案「投資企業-連結の免除の適用」を公表

論点

国際会計基準審議会(IASB)は、連結の免除規定の適用に関して、審議の後、国際財務報告基準(IFRS)第 10 号および国際会計基準(IAS)第 28 号に対する修正の公開草案を公表しました。コメントの募集期間は、2014 年 9 月 15 日までとなります。

本修正案の要旨は、以下のとおりです。

主な規定

連結財務諸表作成の免除

本修正案は、投資企業の子会社である中間親会社が、連結財務諸表作成の免除規定を利用できることを確認しています。

投資企業である親会社がある子会社である中間親会社を公正価値で測定する場合にも、この免除規定を引き続き利用できることとなります。

親会社の投資活動に関連するサービスを提供している子会社

現行基準は、子会社が投資企業である親会社の投資活動に関連するサービスを提供している場合、投資企業がこの子会社を連結することを要求しています。しかし、投資企業の子会社自体が投資企業の定義を満たし、さらに、当該子会社が親会社の投資活動に関連するサービスを提供している場合には、投資企業である親会社が子会社を公正価値で測定すべきか、あるいは連結すべきなのかが、現行基準の記述では不明確となっていました。

本修正案は、このような状況における会計処理を明確化しています。

本修正案は、以下のとおり、子会社の主な目的を評価することを提案しています。

- 子会社の主な目的が投資企業の事業の延長として活動することであり、当該子会社自体が投資企業として適格でない場合、連結が要求される。
- 子会社自体が投資企業として適格である場合、親会社は子会社を公正価値で測定する。

この主な目的の評価では、親会社と第三者の双方に対するサービスの提供を考慮することとなります。

投資企業でない投資者による持分法の適用

投資企業でない投資者が関連会社や共同支配企業に投資している場合、その投資を持分法で会計処理することが要求されます。

本修正案では、この関連会社および共同支配企業が投資企業の定義を満たしている場合に、それぞれ異なるアプローチで持分法の会計処理を適用することを提案しています。

投資者が投資企業である関連会社に投資している場合、当該関連会社がその子会社持分に関して実施した公正価値測定に対して、持分法の会計処理を適用することになります。

しかし、投資者が投資企業である共同支配企業に投資している場合には、異なるアプローチで持分法の会計処理を行うことが要求されます。

本修正案は、共同支配企業がその子会社持分に関して実施した公正価値測定を取り消すことを投資者（共同支配投資者）に要求しています。そのうえで、共同支配企業のレベルで、投資者の会計方針に準拠した会計方針を用いて、下位の子会社を連結する必要があります。

投資者は、その共同支配企業のレベルで行われた連結に対して持分法の会計処理を適用することになります。

影響を受ける企業は？

本修正案の影響を受ける企業は、以下のとおりです。

- 投資企業の子会社である中間親会社
- 投資企業である関連会社または共同支配企業を有する投資企業でない投資者

本修正案は、報告企業または第三者に対してサポート・サービスを行っている子会社を有する投資企業にも、影響を与える可能性があります。

何をすべきか？

経営者は、本修正案を十分に検討し、その影響を判断した上で、コメントの提出を検討して下さい。